



お知らせ

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

○引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき(変更登録)
- ・自動車を売買したとき(移転登録)
- ・自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

令和5年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするため、3月中に手続きをお願いします。

○変更登録が間に合わないときは：道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。

※お問い合わせ先

札幌道税事務所自動車税部

TEL・011-746-1190

中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合は、労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付や、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ったから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合は、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、最寄りの労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。

※お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部労災補償課

TEL・011-709-2311



相続登記が義務化されます

近年、相続登記が長期間されていないことで、所有者の把握が困難となって、災害復興や公共事業が進まないなど、いわゆる「所有者不明土地問題」が発生しています。

この問題を解決するために、民法などの一部を改正する法律が既に成立しており、法律が施行される令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることとなりました。改正法の内容は、相続人が相続を知ってから3年以内に登記を申請することが義務化され、正当な理由なく申請を怠ると10万円以下の過料が課せられます。これには、令和6年4月1日以前に開始した相続についても、義務化の対象となります。

また、相続登記の手続きを先延ばしにすると相続人が増えて手続きが複雑になる可能性があります。遺産について相続人間で話し合いを行って整理するなどして、早めに手続きすることを勧めます。

なお、相続登記の手続きについては法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」を参考にしてください。

※お問い合わせ先

函館地方務局総務課

TEL・0138-23-9516

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。家族の国民年金保険料を支払っている場合は、年末調整や確定申告の際に、社会保険料控除の申告に加えることができます。

社会保険料控除の対象となるのは、その年の1月1日から12月31日まで納付した保険料です。

※お問い合わせ先

函館年金事務所

TEL・0138-82-8001



町広報誌に広告を掲載してみませんか？

※お申し込み・お問い合わせ先

役場企画振興課 広報広聴係 (TEL: 7-5297)